長与町農業委員会会議録

平成２８年１２月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２８年１２月農業委員会総会

１．日時　　平成２８年１２月２６日（月）　　９時３０分から１０時３０分

２．場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．出席委員（１４名）

会長	１番　田中　稔		
会長職務代理者	２番　辻　末男		
委員	４番　入江　武則	６番　河内　秀治	７番　井上　良信
	８番　柳原　厚志	９番　山本　純博	１０番　水谷　勉
	１１番　柿本　正博	１２番　柿本　香代	１３番　上杉　司
	１４番　浅井　春千代	１５番　松尾　義徳	１６番　柿本　尚文

４．欠席委員（２名）

３番　山口　益子　　５番　白﨑　純範

５．議事日程

第１	議事録署名委員の指名	７番　井上　良信	８番　柳原　厚志
第２	第１号議案　農地法第４条の規定による許可申請について		
第３	第２号議案　農用地利用集積計画について		
第４	第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について		

６．農業委員会事務局職員

事務局長	森　省二
課長補佐	村田　佳美
農政農地係主任	岩瀬　博暢

事務局　おはようございます。定刻になりましたので、総会の開催に先立ち報告いたします。それでは、平成２８年１２月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、１４人の出席であることを、報告致します。本日の欠席者は、３番、山口益子委員、５番、白﨑純範委員のお二人です。では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　みなさん、おはようございます。それでは、平成２８年１２月の農業委員会総会を開催致します。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。７番、井上良信委員、８番、柳原厚志委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案農地法第４条の規定による許可申請について１件。第２号議案農用地利用集積計画が４件。また、報告事項では、農地法第５条の届出が２件、となっております。では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。第１号議案農地法第４条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案農地法第４条の規定による許可申請について議案書の１ページをお開き下さい。整理番号１、申請地は長与町高田郷（地番）、畑、３７１㎡。農地区分は、農用地区域外の１筆です。申請者は、長与町高田郷（地番）、（氏名）さん、申請目的は、賃貸を目的とした露天屋外駐車場です。利用期間は永久です。施設の概要を申し上げますが、所要面積３００㎡で駐車台数は、普通車１２台です。申請者は、賃貸を目的とした有料駐車場の造成です。申請地は日照時間が短く、生産性もあまり高くない。ここ数年は遊休農地の状態が続いているところです。また、隣接する農地はありません。切り土・盛土工事やコンクリート舗装などは行わず、路盤工や乳剤散布など路床整正及び安定処理を施工するということです。雨水排水については、水路放流。その他の汚水、生活雑排水については発生いたしません。市街化調整区域になります。

なお、立地基準は３種農地。一般基準については書類と現地での確認上、問題はございません。

次に２ページをお開き下さい。申請地の場所を説明します。〇〇の付近になりまして、（事業所名）がございますが、町道を挟んで図面のとおり山手側になります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

６番、河内委員。

６　番　１２月１５日、１３時から事務局と立会調査を致しました。ここに記載の通り長い間遊休農地にされており、バラスを敷いた状態で駐車場にされており、農地のパトロール調査の時

には転用と言う事で提出しておりましたが、今度新たに有料駐車場にされるということで申請があり調査に行きました。ここは、日照時間が短く、下の家が市街化区域であり側溝を挟んで宅地になっており、農地で防除等をする事は困難な為、駐車場にされたのだと思います。よろしくお願いします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
この農地法第４条の許可申請を進達することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しということですので、県に進達することに決定いたします。続いて第２号議案、農用地利用集積計画について説明をお願いします。

事務局　　それでは第２号議案農用地利用集積計画に入りますが、１ページから４ページの例月・規定・集計表等については、省略させていただきます。では、議案書の６ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町本川内郷（地番）、田、１，５０６㎡の１筆です。利用権の種類は、賃貸借権で具体的な作物は水稲です。平成２９年１月１日から３３年１２月３１日までの５年間で、年間借り賃は〇〇円です。継続になります。
設定場所を申し上げます。８ページをお開き下さい。県道長崎多良見線の〇〇バス停付近の（事業所名）さんのところから左折し、町道へ入りまして〇〇橋を渡り、川沿いを約１８０ｍ行った付近になります。以上で説明を終わります。

議　長　　地区担当委員さんからは、ありませんか。
７番、井上委員。

７　番　　借主の（氏名）さんは、来年の３月で仕事を辞められるということで、貸主の（氏名）さ

んは高齢であられ、引き続き（借主）さんにお願いをされております。以上です。

議　長　　他の委員さん方は、ありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続いて、２件目について説明をお願いします。

事務局　　続いて９ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町本川内郷（地番）、畑、３，００８㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で具体的な作物は野菜です。平成２９年１月１日から３３年１２月３１日までの５年間で、年間借り賃は〇〇円です。継続になります。
　設定場所を申し上げます。１１ページをお開き下さい。本川内郷の〇〇グラウンドがありますが、図面のとおり町道の左側の道下になります。以上で説明を終わります。

議　長　　同じく、地区担当委員さんから何か説明がありませんか。
　１１番、柿本委員。

１１番　　今回も継続ということで、（氏名）さんは野菜等をしっかり耕作されておられますし何の問題もないと思います。以上です。

議　長　　他の委員さん方は、ありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続いて、３件目について説明をお願いします。

事務局　　続いて１２ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町本川内郷（地番）、畑、１，３４６㎡の１筆です。利用権の種類は、賃貸借権で具体的な作物は野菜です。平成２９年１月１日から３１年１２月３１日までの３年間で、年間借り賃は〇〇円です。新規になります。設定場所を申し上げます。１４ページをお開き下さい。〇〇バス停から町道を約２００m行った付近になります。以上で説明を終わります。

議　長　　同じく、地区担当委員さんから何か補足説明はありませんか。
　１１番、柿本委員。

１１番　　（借主）さんと（貸主）さんはご親戚になられます。（貸主）さんが、耕作することができないので、（借主）さんの家の近くでもある今回の申請地を借りて管理をされるということです。特に問題はないと思います。以上です。

議　長　　他の委員さん方は、ありませんか。
　１２番、柿本委員。

１２番　　この地図を見ると申請地は道の際ぎりぎりまででしょうか。そうであれば、（氏名）さんの土地になるかと思うのですが。

事務局　　航空写真を確認したら、（氏名）さんの土地があります。すみません塗りつぶし方が全部を塗ってしまっていますが、（氏名）さんの土地はあります。

議　長　　事務局にお願いします。簡単なようですが、書類を提出される時は確認してから出して下さい。

議　長　　他に、ご質問ありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続いて、４件目について説明をお願いします。

事務局　　それでは１５ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、８９４㎡の１筆です。利用権の種類は、賃貸借権で具体的な作物は水稲です。平成２９年１月１日から３３年１２月３１日までの５年間で、年間借り賃は〇〇円です。継続になります。
　設定場所を申し上げます。１７ページをお開き下さい。県道長崎多良見線の本川内方向の〇〇バス停付近の県道沿いの左側になります。以上で説明を終わります。

議　長　　同じく、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。
　７番、井上委員。

７　番　　今回の契約は継続であり、引き続き耕作をされるということで問題はないと思います。以上です。

議　長　　他の委員さん方は、ありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。
これからは、報告事項に移りますが５条の１件目と２件目は続けて報告して下さい。

事務局　　別紙の平成２８年１２月農業委員会総会報告事項の１ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲渡人は、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番)、農業です。譲受人は、(氏名）さん、長与町丸田郷（地番)、会社員です。２．土地の所在等は、ヴューテラス長与北陽台の（街区番号)、６４０㎡です。３．転用計画は、宅地造成。４．申請日は、平成２８年１２月２日。５．専決処分の日は、平成２８年１２月７日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。平成２８年１２月２６日長与町農業委員会事務局長森省二。
次に２ページをお開き下さい。１．当事者の氏名・住所・職業、譲渡人は、(会社名）代表取締役（氏名)、長崎市尾上町（地番)、不動産業です。譲受人は、(氏名）さん、長与町高田郷（氏名)、会社員です。２．土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台の（街区番号)、２３㎡と併用地の（街区番号)、地目、山林、１４２㎡の合計１６５㎡です。３．転用計画は、宅地造成。４．申請日は平成２８年１２月５日。５．専決処分の日は平成２８年１２月１２日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。平成２８年１２月２６日長与町農業委員会事務局長森省二。
３ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。各街区の位置につきましては、ヴューテラス長与北陽台の計画図でご覧頂くということで省略させていただきます。以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願

いします。

【この後、平成２８年１２月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会１２月総会を閉会します。